

## 盛岡市優良建設工事表彰実施要領

(平成 27 年 3 月 30 日市長決裁)

(改正 平成 29 年 6 月 19 日決裁)

(改正 令和 2 年 4 月 16 日決裁)

(改正 令和 2 年 8 月 24 日決裁)

(改正 令和 4 年 7 月 26 日決裁)

(改正 令和 8 年 3 月 31 日決裁)

(趣旨)

第 1 この要領は、盛岡市優良建設工事表彰要綱（平成 27 年 3 月 30 日市長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の手続等)

第 2 契約検査課長は、前年度に完成した工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを抽出し、施工を監督した課等（以下「工事担当課等」という。）の長に対し当該抽出工事のうちから表彰にふさわしいと認めるものを推薦するよう依頼するものとする。

- (1) 工事成績評定点が 80 点以上（不備又は減点評価が無いものに限る。）であること。
- (2) 施工した元請業者が、市内に本店又は営業所等を有すること。
- (3) 施工した元請業者が、市が表彰を実施する年度（以下「表彰年度」という。）の前年度以前の連続する 5 箇年度（以下「基準期間」という。）中において市営建設工事又は市上下水道局の工事に係る入札参加資格を有していること。
- (4) 施工した元請業者の基準期間における市又は市上下水道局発注工事の受注件数が、別に定める件数以上であること。
- (5) 施工した元請業者の基準期間における工事成績評定点の平均が、基準期間における市又は市上下水道局が発注した全ての建設工事（工事成績評定が行われたものに限る。）における成績の平均点以上であること。
- (6) 施工した元請業者が、表彰年度の前々年度の初日から表彰の推薦依頼日までの間に盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

2 工事担当課等の長は、前項の推薦の依頼を受けたときは、推薦調書（様式第 1 号）を作成し、契約検査課長に提出するものとする。この場合において、工事担当課等の長は、必要に応じ、元請業者から推薦調書の各項目の実績を確認できる書類の提出を求め、推薦調書に添付するものとする。

3 契約検査課長は、工事成績評定及び前項の推薦調書に基づき、推薦があった工事ごとに別表の

評価基準に基づく評価を行い、評価調書（様式第2号）を作成するものとする。

- 4 要綱第3第1項に規定する盛岡市優良建設工事表彰選考委員会（以下「建設工事選考委員会」という。）は、前項の評価調書を審査し、工種ごとの表彰数の均衡、工事規模等を勘案して表彰する工事を選考するものとする。

（建設工事選考委員会の組織等）

第3 建設工事選考委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は市長が指定する副市長を、副委員長は財政部長をもって充てる。
- 3 委員は、建設部長、都市整備部長、農林部長及び上下水道部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（下請業者選考の手続等）

第4 要綱第3第1項の規定により決定した表彰工事の元請業者は、優良建設工事表彰についての貢献が特に著しい下請業者を優良下請業者として推薦できる。ただし、推薦する下請業者の数は、1工事につき2者以内とする。

- 2 前項の推薦は、優良下請業者推薦調書（様式第3号）（以下「推薦調書」という。）により工事担当課等の長あてに推薦する。
- 3 工事担当課等の長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する下請業者を抽出するとともに別に定める評価基準により推薦調書の推薦理由を評価し、意見を付して契約検査課長あて提出する。この場合において、工事担当課等の長は、必要に応じ推薦を行った元請業者から推薦調書の各項目の実績を確認できる書類の提出を求めることができる。

(1) 一次下請業者であること。

(2) 市内に本店を有すること。

(3) 完了工事における下請金額（取引に係る消費税額及び地方税額を含む金額）の50%以上に相当する工程を自社施工していること。

(4) 表彰年度の前年度の初日から元請業者からの推薦があった日までの間に盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- 4 要綱第3第2項に規定する盛岡市優良下請業者選考委員会（以下「下請業者選考委員会」という。）は、前項の推薦調書を審査し、推薦理由、貢献した内容、評価項目の数、評価点数等を勘案して表彰する下請業者を選考するものとする。

（下請業者選考委員会の組織等）

第5 下請業者選考委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は財政部長を、副委員長は建設部長をもって充てる。
- 3 委員は、都市整備部長、農林部長及び上下水道部長をもって充てる。

- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6 この要領による表彰事務の庶務は、契約検査課工事指導検査室において処理する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

評価項目	配点	評価基準
(1) 対象工事の工事成績評 定点	評定点の点 数	
(2) 対象工事の施工時にお ける環境への配慮	3点	次の評価細目ごとに、十分評価できる場合は1点、 やや評価できる場合は0.5点、評価できない場合は0 点とする。ただし、評価の対象とする評価細目は3項 目以内とする。 ア 環境負荷低減 イ 騒音、振動、水質汚染等への配慮 ウ 現場周辺に対する景観の配慮 エ その他の配慮

<p>(3) 対象工事の施工時における地域への配慮</p>	<p>3点</p>	<p>次の評価細目ごとに、十分評価できる場合は1点、やや評価できる場合は0.5点、評価できない場合は0点とする。ただし、評価の対象とする評価細目は3項目以内とする。</p> <p>ア 工事内容等に係る周辺地域への配慮  イ 現場周辺の清掃、除雪等  ウ 地域生活に密着したボランティア活動への参加  エ その他の配慮</p>
<p>(4) 対象工事の施工時における創意工夫</p>	<p>3点</p>	<p>次の評価細目ごとに、十分評価できる場合は1点、やや評価できる場合は0.5点、評価できない場合は0点とする。ただし、評価の対象とする評価細目は3項目以内とする。</p> <p>ア 施工及び施工管理  イ 品質  ウ 安全衛生  エ その他の創意工夫</p>
<p>(5) 対象工事の施工における自社施工及び市内企業等への下請け実績</p>	<p>1点</p>	<p>工事がすべて自社施工だった場合又は工事の一部が下請施工だった場合において市内企業等との下請け金額が下請負総額の50%以上だった場合に評価する。</p>
<p>(6) 対象工事を施工した建設業者におけるコンプライアンスの取組実績</p>	<p>1点</p>	<p>次のいずれかに該当する場合に評価する。</p> <p>ア コンプライアンスに関するマニュアルを作成している場合  イ 表彰年度の前年度又は前々年度に、コンプライアンスに関する研修会、講演会等を実施した場合又は当該研修会、講演会等に役員、従業員等を参加させた場合</p>
<p>(7) 対象工事を施工した建設業者における工事安全パトロール又は総合防災訓練の参加実績</p>	<p>1点</p>	<p>表彰年度の前年度又は前々年度に、工事安全パトロール等を実施した場合又は盛岡市総合防災訓練の実働部隊として参加した場合に評価する。</p>

(8) 対象工事を施工した建設業者における道路の除排雪業務活動の実績	1点	表彰年度の前年度又は前々年度に、盛岡市管理道路又は盛岡市内の国・県道の除排雪業務委託を受注している場合に評価する。
(9) 対象工事を施工した建設業者における災害復旧関係の工事等の受注実績	1点	表彰年度の前年度又は前々年度に、市若しくは市上下水道局が発注した災害復旧関係の工事又は業務委託等の受注実績がある場合に評価する。
(10) 対象工事を施工した建設業者におけるボランティア活動の実績	1点	表彰年度の前年度又は前々年度に、地域貢献のために市内において無償で事業所としての奉仕活動を行った場合に評価する。